

けんぼんちやくしよくぶつねはんず こいけきょっこうひつ つけたりおさめばこ
「絹本著色仏涅槃図（小池曲江筆）附納箱」を
塩竈市の有形文化財（絵画）に指定しました

令和2年12月23日、東園寺（塩竈市旭町）が所蔵している小池曲江筆「涅槃図」を、塩竈市の有形文化財（絵画）に指定しました。塩竈市では初めての指定絵画となります。塩竈市の指定文化財はこれで18件となりました。

1. 小池曲江について

小池曲江（1758-1847）は、太田屋（塩竈市宮町）出身の日本画家で、藩政期の^{せんだいしだいがか}仙台四大画家の一人に数えられています。一生の多くを旅に暮らした画家で、各地の風景などを美しく描きました。

2. 指定された作品について

○本図は、佐浦家（小島家）の五世^{とみえもん}富右衛門の妻^{つや}津也子が、夫や子の菩提を弔うために曲江に制作を依頼し、^{ぶんせい}文政4年（1821）秋に完成、翌年2月に^{ほうれんじ}法蓮寺に奉納されたものです。本図の表具裏面には、曲江自身の筆で制作の経緯が書き記されています。

○本図を納める箱には、曲江による由緒書のほか、明治初期に東園寺に移されたことを示す^{ぼくしよ}墨書が残っています。この墨書により、法蓮寺が廃寺になった際に佐浦家の菩提寺である東園寺に移されたことが分かり、本図の由緒沿革が一層明らかになっていることから、この箱についても「附」として文化財指定しました。



画像：東北歴史博物館蔵

○縦195.5cm×横144.8cm、現存する曲江の仏画の中では最も大作で、^{えしゆ}会衆や動物の細かな描き込み、顔料を存分に用いた鮮やかな着彩など、曲江仏画の代表作とあってよい作品です。

3. 指定名称について

塩竈市で初めての指定絵画となるため、塩竈市文化財保護審議会からの助言にもとづき、国指定文化財に準じた名称としました。

◇絹 本・・・絹地に描かれた作品であることを示します。本図は張り継ぎのない1枚の絹に描かれています。

◇著 色・・・「着色」「彩色」と同じ意味です。

◇附・・・建造物の棟札や、刀身の^{むなふだ}拵（^{こしらえ}鞘や柄、^{きや}鏢）など、文化財本体と一体で価値が認められる付属品を^{つけたり}附として指定することがあります。附指定されると、本体と同様に保護の対象となります。